

東大和市公共施設再配置計画策定懇談会設置要綱

令和7年12月24日

市長決裁

(設置)

第1条 東大和市公共施設再配置計画(以下「再配置計画」という。)の策定にあたり、学識経験者、関係団体等及び市民の意見を聴取するため、東大和市公共施設再配置計画策定懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(役割)

第2条 懇談会は、再配置計画の策定に関する検討を行い、委員がそれぞれ意見を述べるものとする。

(構成等)

第3条 懇談会は、委員12人以内で構成し、委員は次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 関係機関及び関係団体 8人以内
- (3) 公募による市民 2人以内

- 2 懇談会に座長及び副座長を置く。
- 3 座長は委員の互選により選任し、副座長は座長が指名する。
- 4 座長は懇談会を招集し、会務を総括する。
- 5 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 懇談会において特に必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 7 懇談会は、必要に応じて書面その他適切な方法により開催できるものとする。

(意見聴取)

第4条 懇談会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、政策経営部公共施設再編課において処理する。

(委員の報償)

第6条 委員(臨時委員を含む。以下同じ。)の報償額は、別表のとおりとする。ただし、報償の辞退の申し出があった委員については、これを支給しないものとする。

- 2 委員が懇談会の開催場所に参集することができない場合において、映像と音声の送受信により委員相互の状態を認識しながら通話をすることができる方法により会議に出席したときは、報償を支給するものとする。

3 懇談会が書面その他適切な方法により開催された場合において、委員が意見を提出したときは、報償を支給するものとする。

(設置期間)

第7条 懇談会の設置期間は、市が再配置計画の策定事務を終えるまでとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年12月24日から施行する。

2 この要綱は、設置期間の満了をもって、その効力を失う。

別表（第6条関係）

| 区分 | 報償額 |
|----------------------------|---------|
| 学識経験者 | 10,000円 |
| その他の委員（関係機関及び関係団体、公募による市民） | 7,000円 |

備考 この表の報償額は、1日あたりの額とする。また、懇談会で座長を務めたときは、報償額に2,000円を加算する。